別表第一備考2中「又は有害液体物質の排出防止に関する設備」を「、有害液体物質の排出防止に関する設備」に、「有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「有害液体汚染防止緊急措置手引書又は有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書」に改める。

別表第一の二定期検査の部ふん尿等の排出防止に関する設備の項の次に次のように加える。

有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	19,300	23,600
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	12,500	13,900

別表第一の二第一種中間検査の部有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の項の次に次のように加える。

有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	16,700	19,900
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	12,200	13,600

別表第一の二第二種中間検査の部有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の項の次に次のように加える。

有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	15,400	17,600
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	12,200	13,600

別表第一の二臨時検査又は臨時航行検査の部ふん尿等の排出防止に関する設備の項の次に次のように加える。

有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	金　額（円）	臨検回数１回につき　12,000
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	金　額（円）	臨検回数１回につき　11,500

別表第一の二法第十九条の五十三の検査の部ふん尿等の排出防止に関する設備の項の次に次のように加える。

有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	27,400	34,200
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	19,800	21,100

別表第一の二備考2中「又は有害液体物質の排出防止に関する設備」を「、有害液体物質の排出防止に関する設備」に、「有害液体汚染防止緊急措置手引書」を「有害液体汚染防止緊急措置手引書又は有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書」に改める。

別表第一の六を別表第一の八とし、別表第一の三から別表第一の五までを別表第一の五から別表第一の七までとし、別表第一の二の次に次の二表を加える。

別表第一の三（第四十五条関係）

法第十七条の二第二項第一号（法第十七条の六において準用する場合を含む。以下この表及び別表第一の四において同じ。）の確認	金　額（円）	740,400
法第十七条の二第二項第一号の確認に相当する法第十七条の二第三項（法第十七条の六において準用する場合を含む。別表第一の四において同じ。）の確認	金　額（円）	740,400
法第十七条の七第一項の型式指定	金　額（円）	935,600
第一条の二の八の承認	金　額（円）	189,900

別表第一の四（第四十五条関係）

法第十七条の二第二項第一号の確認	金　額（円）	740,200
法第十七条の二第二項第一号の確認に相当する法第十七条の二第三項の確認に相当する確認	金　額（円）	740,200
法第十七条の七第一項の型式指定	金　額（円）	935,400
第一条の二の八の承認	金　額（円）	189,700

第一号の三様式を第一号の三の六様式とし、第一号の二の四様式を第一号の三の五様式とし、第一号の二の三様式を第一号の三の四様式とし、第一号の二の二様式を第一号の三の三様式とし、第一号の二様式を第一号の三の二様式とし、第一号様式を第一号の三様式とし、第一号の三様式の前に、次の六様式を加える。